

答弁書第一六七号

内閣参質一七六第一六七号

平成二十二年十二月十日

内閣総理大臣 菅 直 人

参議院議長 西 岡 武 夫 殿

参議院議員森まさこ君提出国務大臣仙谷由人君問責決議に対する政府見解に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員森まさこ君提出国務大臣仙谷由人君問責決議に対する政府見解に関する質問に対する答弁書

一について

平成二十二年十一月二十六日に参議院において決議された国務大臣仙谷由人君問責決議は、議決の形式で行われた参議院の意思表示であるが、法的な拘束力はないものと承知している。

二について

仙谷国務大臣は、菅内閣の国務大臣として、これまで全力を尽くしてその職責を果たしてきたところであり、政府としては、御指摘の決議を厳粛に受け止め、反省すべき点は反省しながら、政策の面において国民の期待に応えていくことによって、国務大臣としての責任をしっかりと果たしていくべきものと考えている。

